

工場立地法 規制の運用状況調査 結果 (2022年度・2023年度分)

2025年9月19日

経済産業政策局

地域産業基盤整備課

【本件に対する問い合わせ先】
経済産業省 経済産業政策局
地域産業基盤整備課
(担当) 野々村、小倉、古木
(電話) 03-3501-1511 (内線2781)

はじめに

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）の工場に一定の規制をかける法律となっています。

具体的には、これらの条件に合致する工場（「特定工場」）が、新設又は変更（敷地の増減等）を行おうとする場合、新設・変更を行う90日前までに市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して届出を提出する必要があります。

工場立地法では、工場敷地面積の20%以上を緑地として整備しなければならない（工場立地法等の規定に基づき、市町村が独自に準則条例を定めることで、緑地率を1～30%の間に変更することが可能）等の規制が定められており、当該基準に合致しない場合、市町村には勧告、変更命令を行う権限が付与されています。

2017年4月から、工場立地法の執行権限は、全て市町村に移管され、工場立地法の執行に関する情報は、各市町村がそれぞれで把握している状況となっております。

執行権限の市町村への全面移管が行われたことを踏まえ、全面移管後の法律の統一的な運用や、権限移管・規制の評価等を行うための基礎データについては、国において一元的に把握することが必要であると判断し、執行権限の全面移管の前と後の状況を比較する観点から、2016年度（全面移管の前年度）から工場立地法の規制の運用状況について調査を行い、毎年、取りまとめ、公表することといたしました。

今般、2022年度分（2022年4月～2023年3月）及び2023年度分（2023年4月～2024年3月）の執行状況調査がまとまりましたので、公表いたします。

2025年9月

経済産業省地域産業基盤整備課

目

次

1. 工場立地法の概要
2. 届出の状況
 - 2-1 総論
 - 2-2 都道府県別届出件数
 - 2-3 届出件数別割合
3. 特定工場の状況
 - 3-1 敷地面積の状況
 - 3-2 生産施設の状況
 - 3-3 緑地面積の状況
4. 市町村における法律の執行状況
5. 地域準則制定の制定状況
 - 5-1 地域準則制定の制定状況
 - 5-2 工場立地法に基づく地域準則条例の制定状況
 - 5-3 地域未来投資促進法に基づく準則条例の制定状況
 - 5-4 総合特別区域法に基づく準則条例の制定状況
 - 5-5 東日本大震災復興特別区域法に基づく準則条例制定状況
 - 5-6 国家戦略特別区域法に基づく準則条例制定状況

1. 工場立地法の概要

- 工場立地法は、製造業、電気・ガス・熱供給業の工場のうち、一定規模の面積等を有する工場に対して、工場敷地内での緑地等の整備、生産施設の設置制限等を課すことで、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的としている。

	種類	内容
工場立地法の規制対象（届出対象）となる工場（特定工場）	業種	製造業、電気供給業（水力、地熱、太陽光を除く）、ガス供給業、熱供給業
	規模	敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積3,000㎡以上の工場
特定工場が届出する項目	新設の場合	①敷地面積 ②建築面積 ③生産施設面積 ④環境施設・緑地面積 等
	変更の場合	①敷地面積の増減 ②生産施設の増加 ③緑地・環境施設の減少
特定工場に求められる基準	生産施設面積	敷地面積の30～65%以内としなければならない（業種により異なる）
	環境施設・緑地面積	合計面積は敷地面積の25%以上（そのうち緑地は20%以上） ※工場立地法、他法律の規定で、環境施設等の面積率を1～35%の範囲で市町村が独自に定めることが可能。

- ✓ 特定工場が基準に不適合の場合、市町村は勧告、変更の命令が可能。
- ✓ 届出から90日間は工事等の着工不可。市町村の判断で短縮可能。

2-1 届出の状況（総論）

- 工場立地法に基づく届出の種類は、工場の新設届出、変更届出、工場の承継届出、企業名称等の変更に伴う氏名変更届出。
- 2023年度の届出件数は全体で2,784件、届出を提出した特定工場数は2,363工場（※1）となり、いずれも前年より増加した（※3）。

届出件数	2022年度	2023年度
総数	2,688件	2,784件
新規	388件	367件
変更	1,924件	2,044件
承継	135件	126件
氏名変更	241件	247件

届出を提出した特定工場数		2022年度	2023年度
総数		1,965	2,363
内訳	敷地面積把握済	1,704	2,042
	生産施設面積把握済	1,701	2,043
	緑地面積把握済	1,700	2,038

備考：

※1 変更届出等を複数回提出している工場があるため、届出を提出した特定工場数は、届出総数よりも少ない。

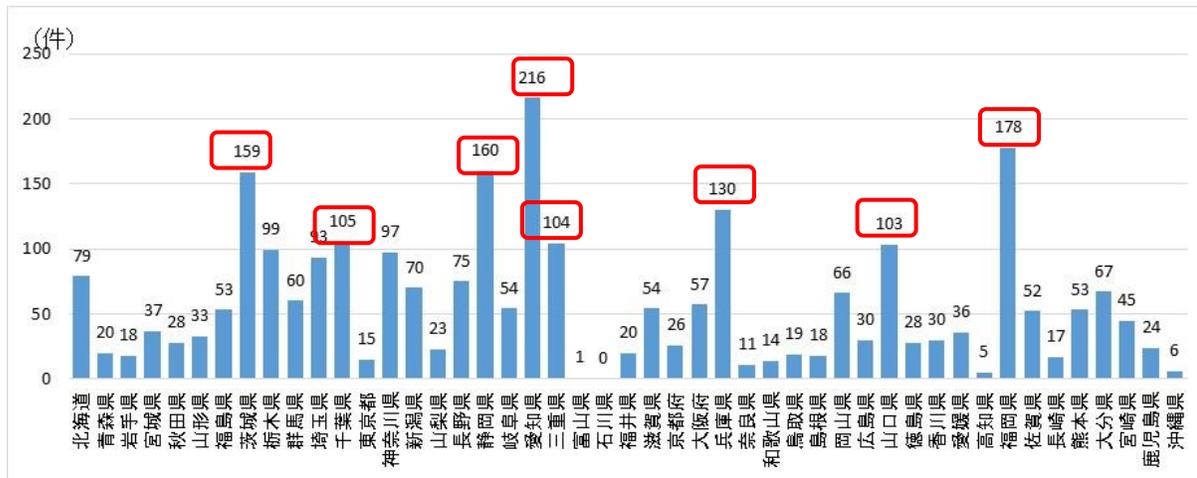
※2 承継、氏名変更の届出の場合は敷地面積等の情報を届け出る必要がない、変更届出の場合は変更によって影響の及ぶ箇所の情報を提出することになっている等の事情から、届出を行った特定工場の情報（敷地面積、生産施設面積、緑地面積）は、その届出内容によって、把握できた範囲が異なっている。

※3 2022年度分については、新潟県、富山県、石川県及び福井県の「令和6年能登半島地震」に係る災害救助法が適用される市町村については調査を実施していない。以下の図表において同じ。

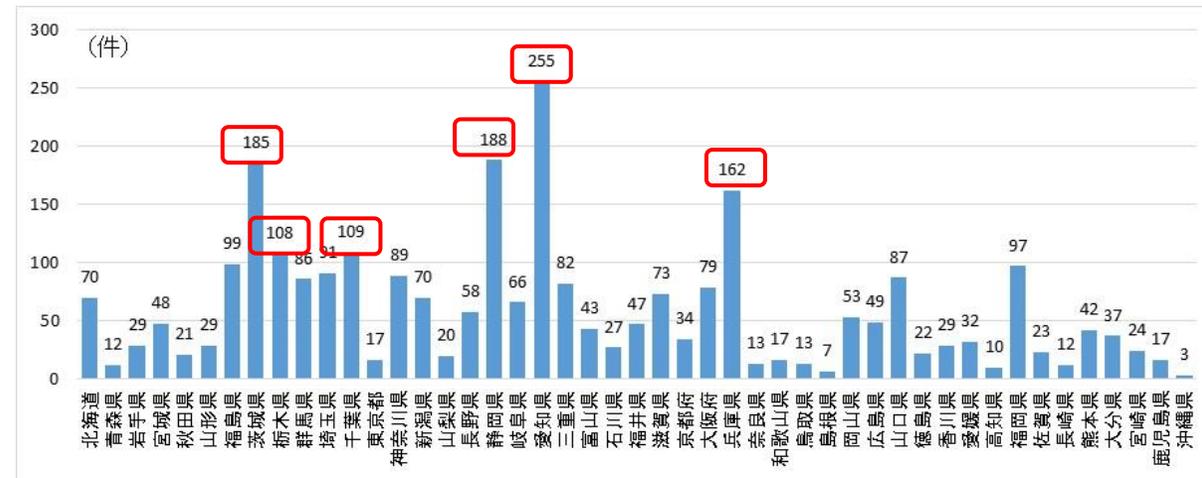
2-2 届出の状況① 都道府県別届出件数（全体）

- 届出件数が101件以上の都道府県は2022年度で8県、2023年度で6県となっている。
- 届出件数10件以下の都道府県は2022年度で4県、2023年度で3県となっている。また、1県あたり平均の届出件数は2022年度で57件、2023年度で59件となっている。

全届出 計2,688件（2022年度）



全届出 計2,784件（2023年度）



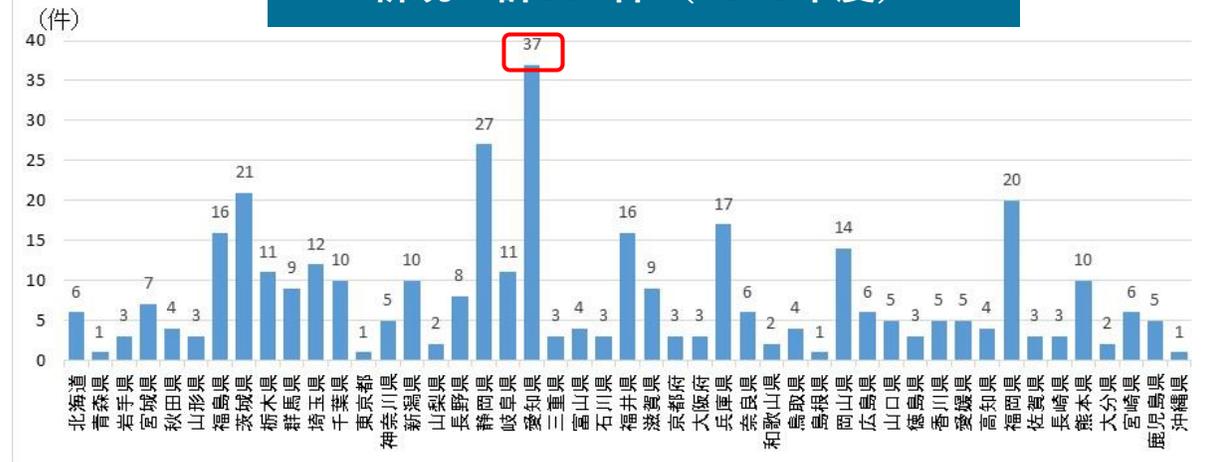
2-2 届出の状況② 都道府県別届出件数（新規、変更）

- 新規届出は2022年度、2023年度ともに愛知県が最も多い。
- 変更届出は2022年度、2023年度ともに愛知県が最も多い。

新規 計388件（2022年度）



新規 計367件（2023年度）



変更 計1,924件（2022年度）

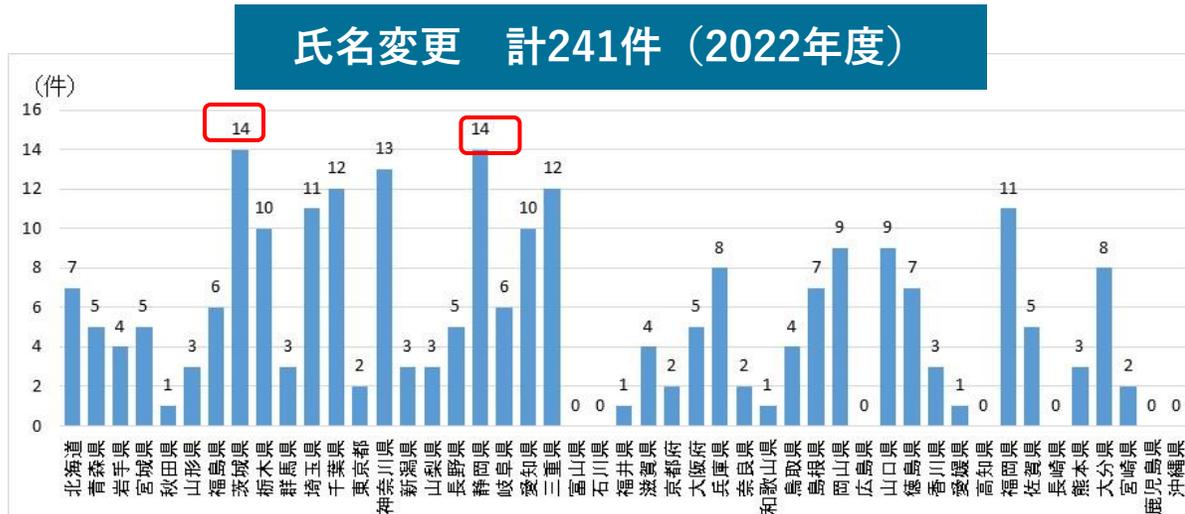


変更 計2,044件（2023年度）



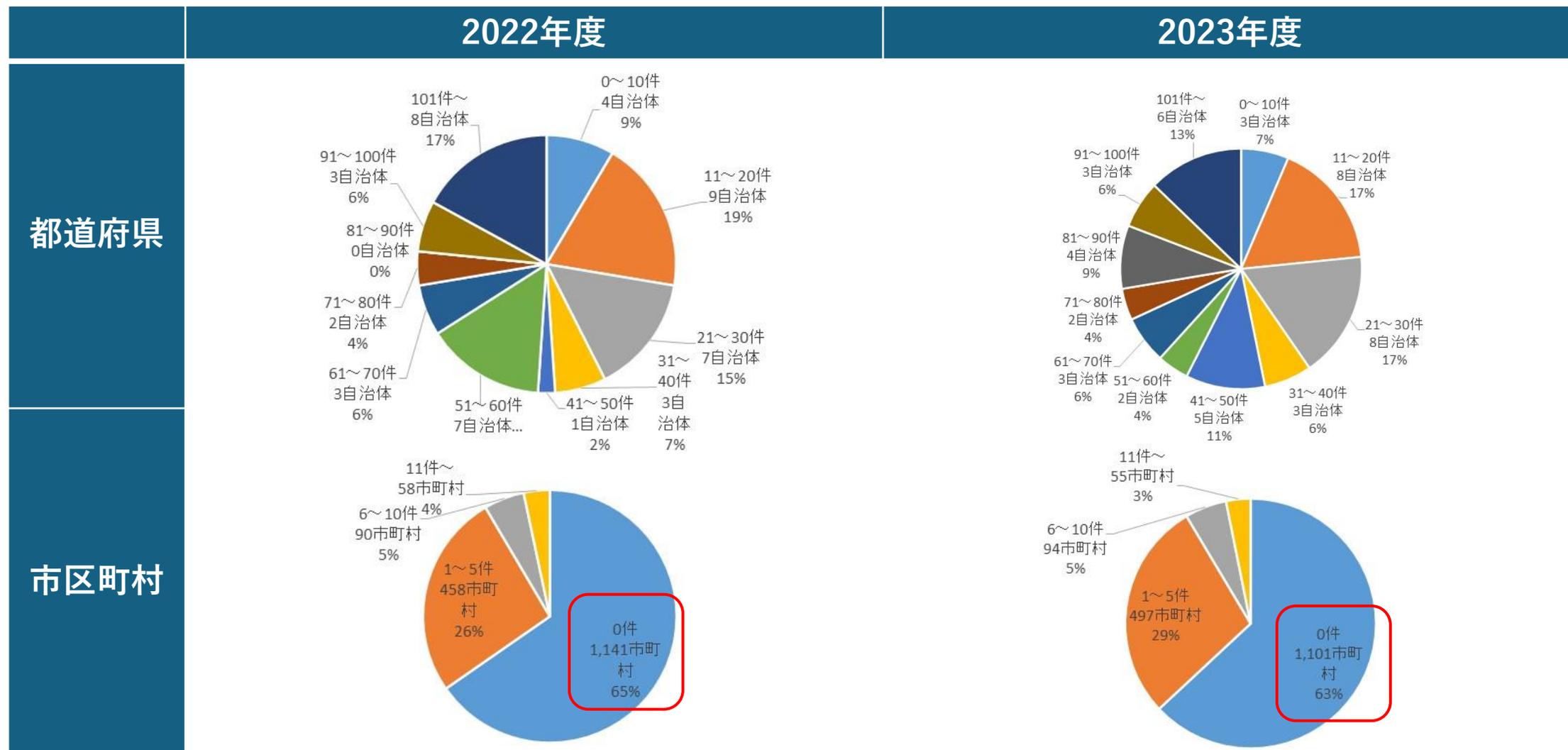
2-2 届出の状況③ 都道府県別届出件数（承継、氏名変更）

- 承継届出は、2022年度は千葉県、2023年度は福島県が最も多い。
- 氏名変更届出は、2022年度は茨城県及び静岡県、2023年度は茨城県が最も多い。



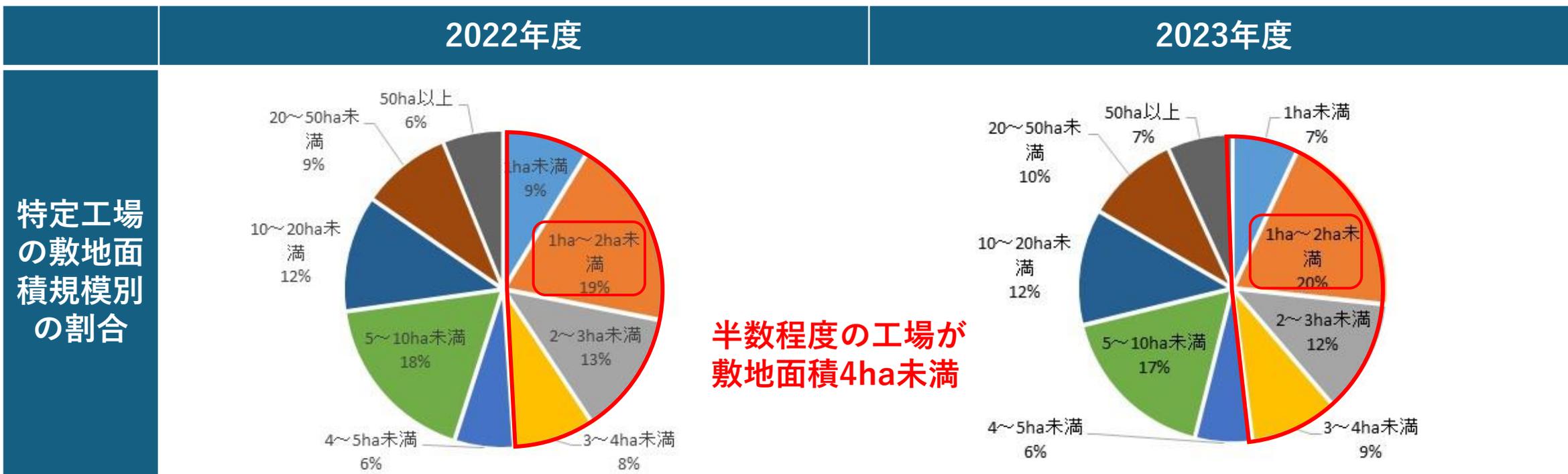
2-3 届出の状況④ 届出件数別割合

- 届出件数を市町村単位で見ると、約6割の市町村で届出数は0件であり、約9割の市町村で届出件数は5件以下となっている。



3 - 1 特定工場の状況① 敷地面積の状況

- 2023年度に届出を行った特定工場のうち、本調査で敷地面積が把握できたもの（2,042件）の1工場当たりの平均敷地面積は17ha（2022年度：16ha）。
- 工場数については、両年度とも敷地面積1～2haのものが最も多く（全体の約20%）、およそ半数の工場が敷地面積4ha未満となっている。

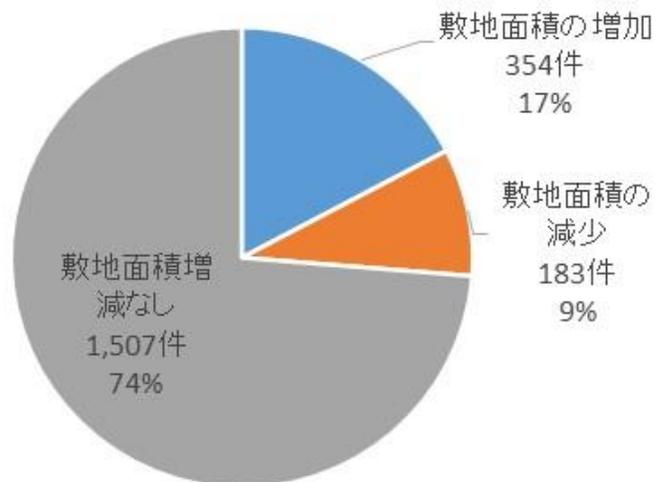


※特定工場のうち、敷地面積情報を把握できている工場を対象に整理。

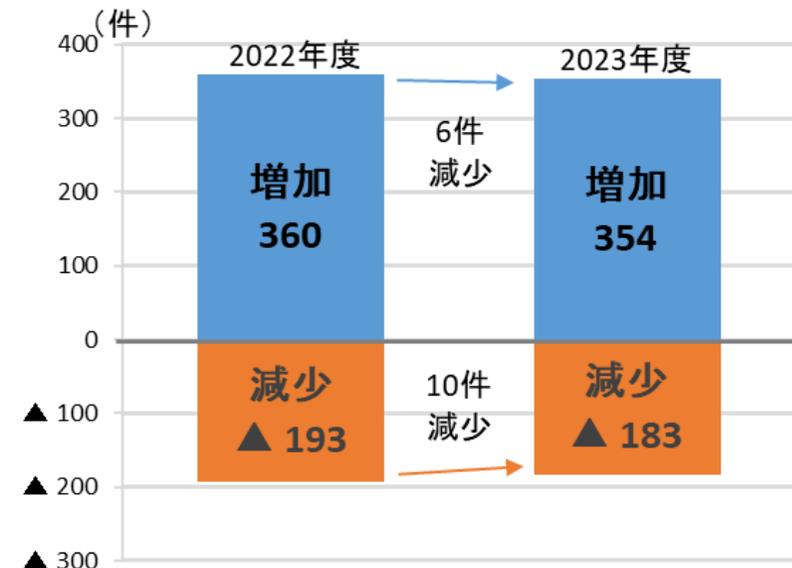
3 - 1 特定工場の状況② 敷地面積の変更の動向

- 2023年度に行われた変更届出（2,044件）のうち、敷地面積の増加を伴うものは354件、減少を伴うものは183件、敷地面積の増減を伴わないものは1,507件と、敷地面積の増減を伴わないものが多い。
- 前年度（2022年度：1,924件）との比較では、敷地面積の増加を伴う届出件数は6件減少（2022年度：360件）、敷地面積の減少を伴う届出件数は10件減少（2022年度：193件）している。

変更届出件数の内容別件数（2023年度）



敷地面積の増減に関する届出件数の推移

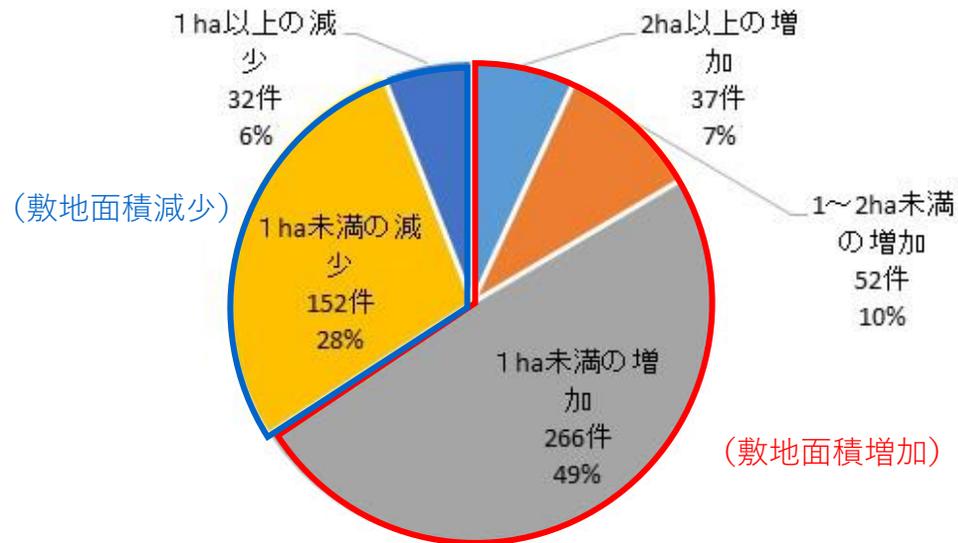


※特定工場のうち、変更届出のあった工場を対象に整理。

3 - 1 特定工場の状況③ 敷地面積の変更の動向

- 2023年度に行われた敷地面積変更に関する届出（537件）から、敷地面積増減別の割合を見ると、増加、減少ともに1ha未満の変更が大半を占めている。
- 前年度（2022年度：553件）との比較では、増加面積（942ha増→406ha増）、減少面積（304ha減→268ha減）ともに減少している。

特定工場の敷地面積増減別の割合



敷地面積の増減に関する届出面積の推移

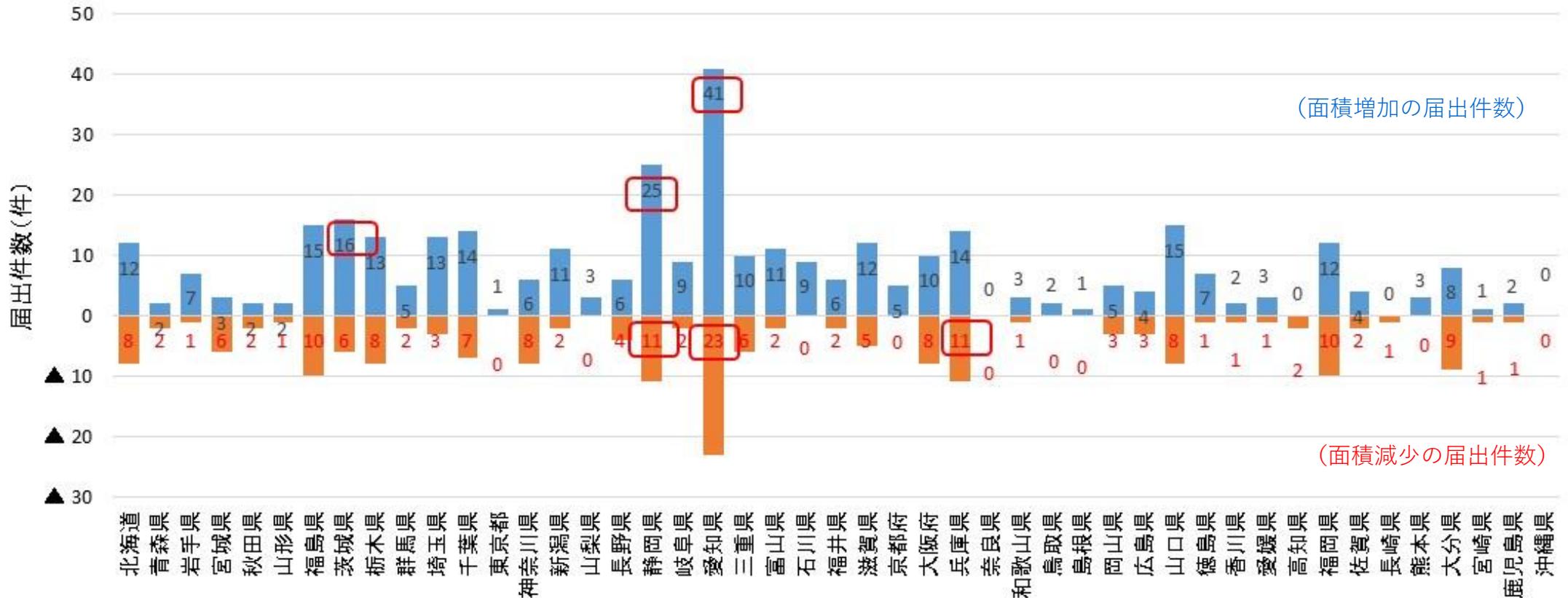


※変更届出のうち、敷地面積の増減が把握できた届出について整理。

3 - 1 特定工場の状況④ 都道府県別の動向（届出件数）

- 都道府県別の敷地面積の増減の届出について、件数を見ると、敷地面積の増加については愛知県、静岡県、茨城県の順に多く、敷地面積の減少については愛知県、静岡県及び兵庫県の順に多い。

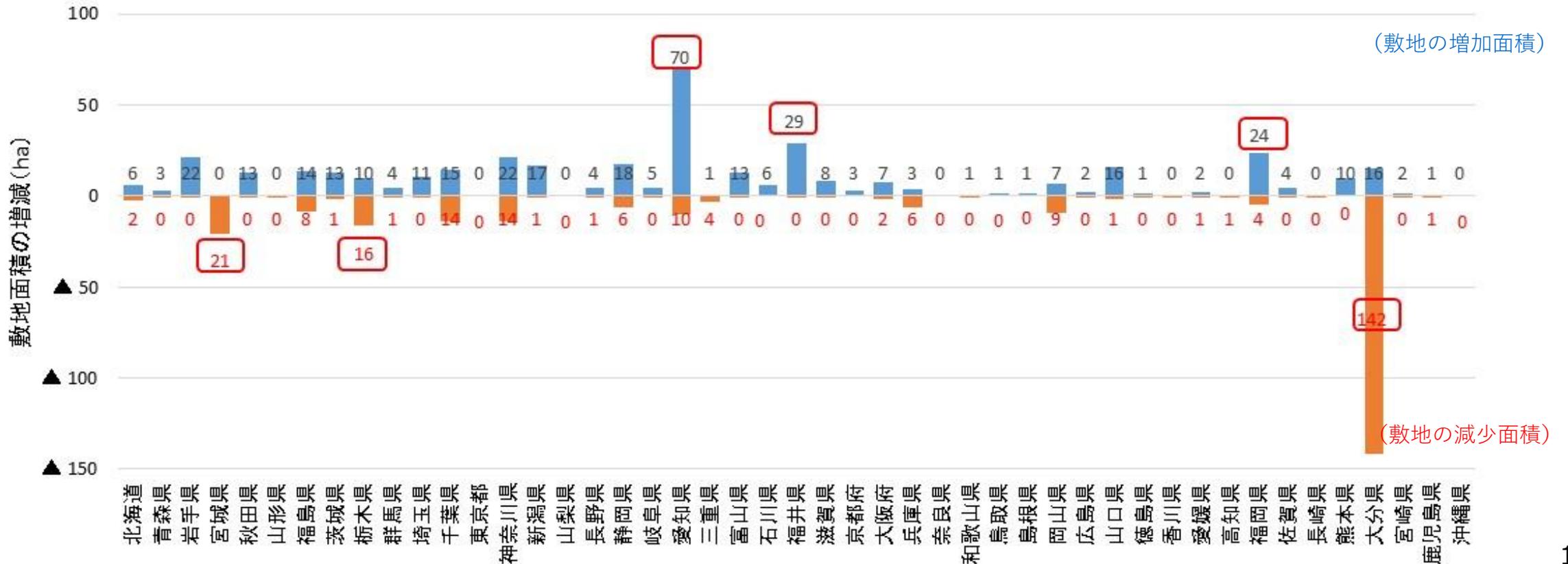
都道府県別 敷地面積増加・減少の届出件数



3 - 1 特定工場の状況⑤ 都道府県別の動向（届出面積）

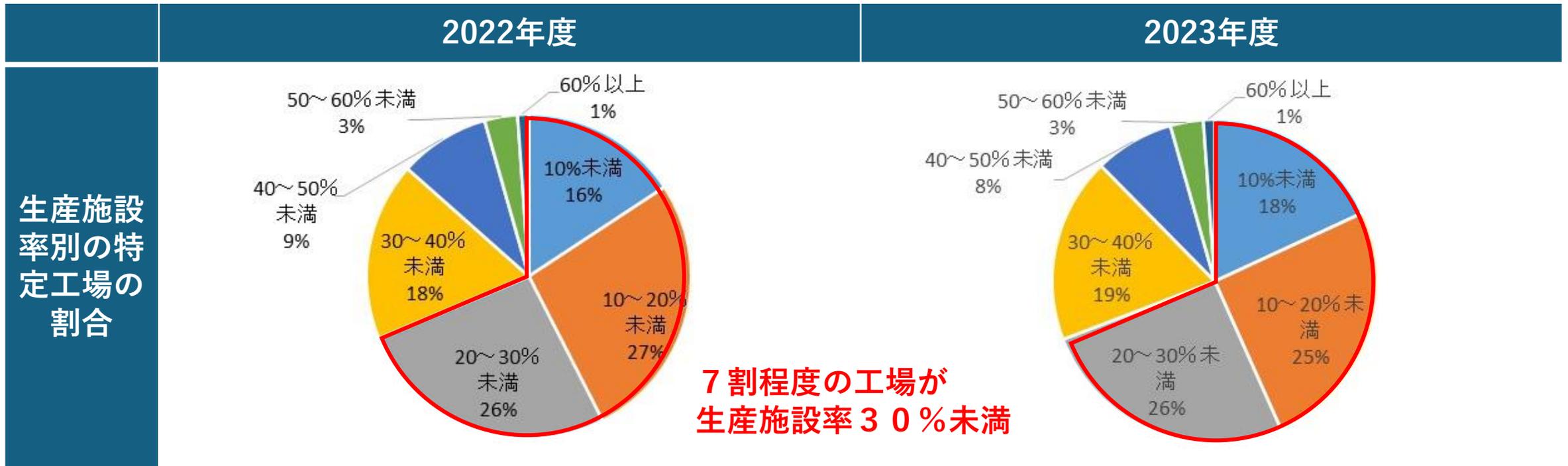
- 都道府県別の敷地面積の増減の届出について、面積で見ると、敷地面積の増加については愛知県、福井県、福岡県の順に大きく、敷地面積の減少については、大分県、宮城県、栃木県の順に大きい。

都道府県別 届出に基づく敷地の増減面積



3 - 2 生産施設の状況① 生産施設率の状況

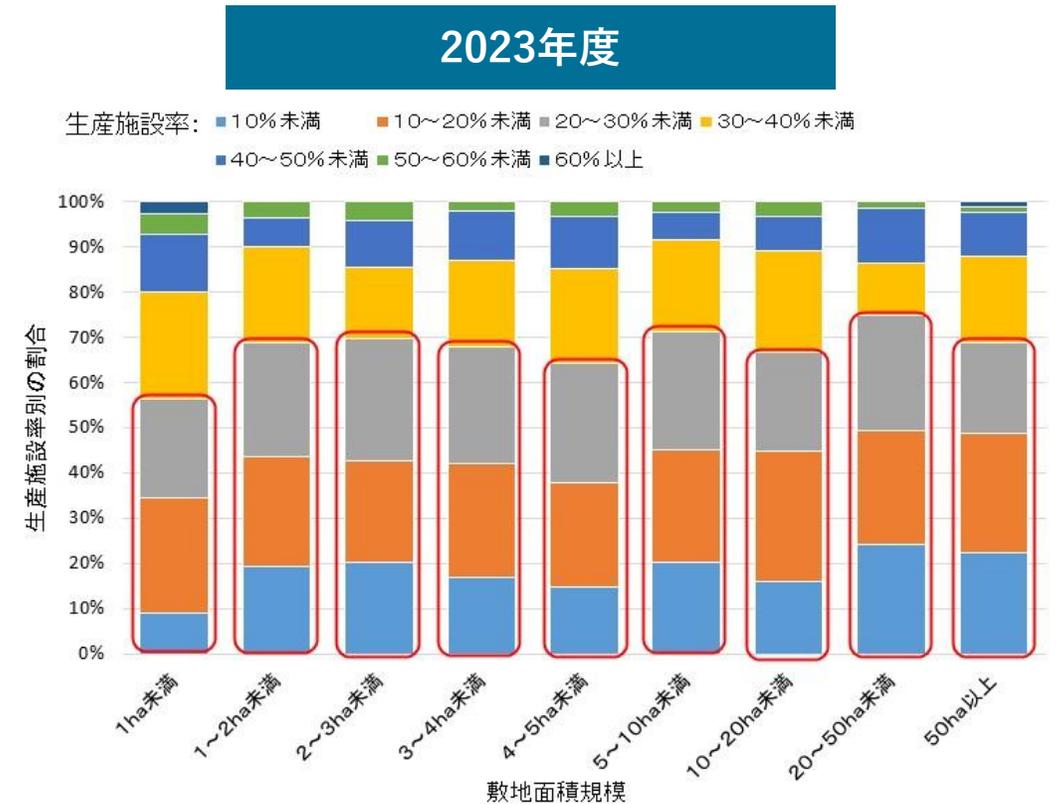
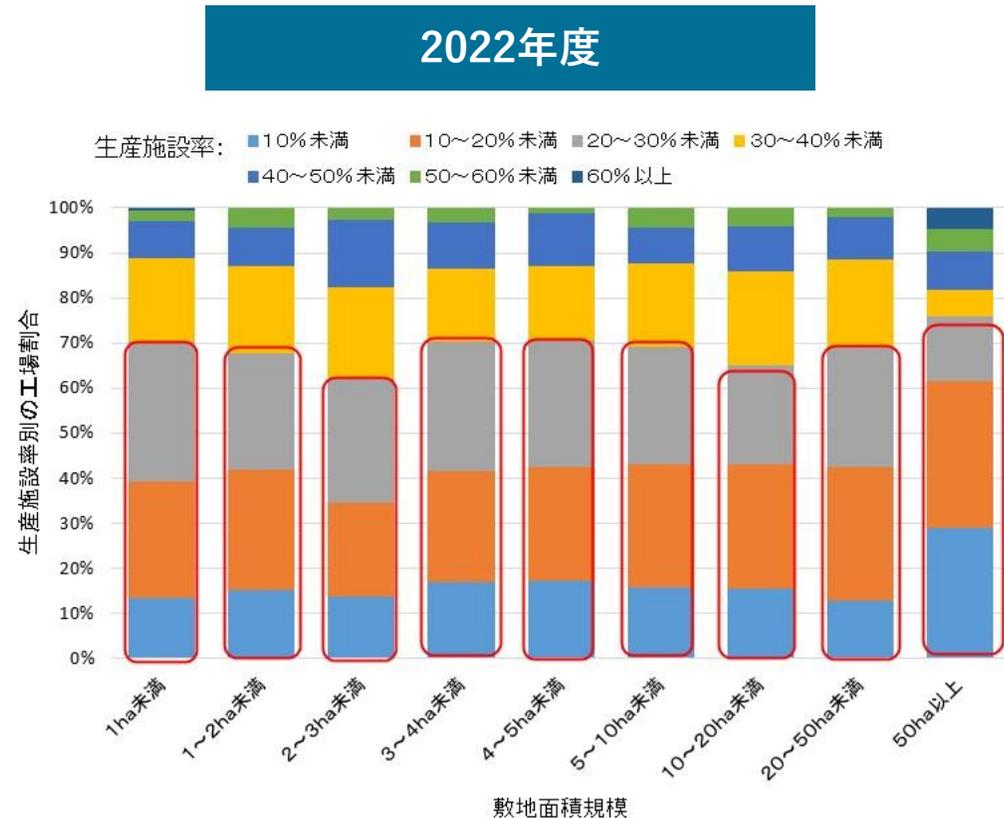
- 2023年度に届出を行った工場のうち、本調査で生産施設面積が把握できたもの（2,042件）の1工場当たりの生産施設率（工場敷地面積に占める生産施設面積の割合）は、平均で24%（2022年度：24%）。
- 両年度とも生産施設面積率が10～20%未満及び20～30%未満の工場が多く、およそ7割の工場が生産施設率30%未満となっている。



※特定工場のうち、生産施設面積情報を把握できている工場を対象に整理。

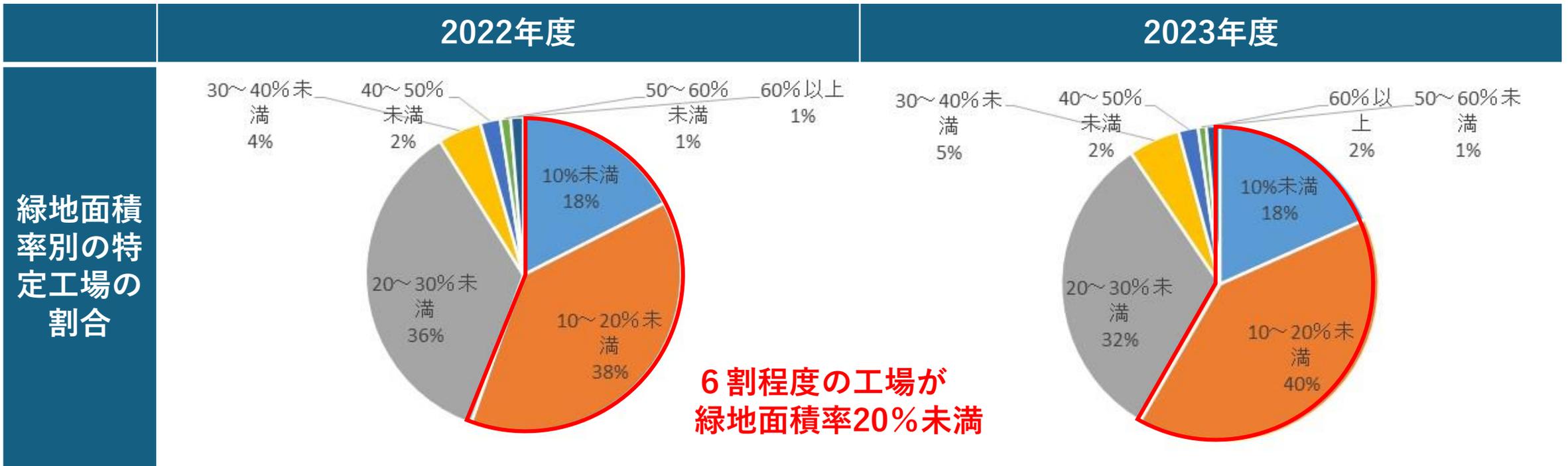
3 - 2 生産施設の状況② 敷地面積規模別の状況

- 2023年度に届出を行った工場のうち、本調査で生産施設面積が把握できたものの生産施設率を敷地面積規模別に比較すると、2022年度同様、全ての敷地面積規模において、生産施設率が30%未満の工場の割合が5割を超えている。



3-3 緑地面積の状況① 緑地面積率の状況

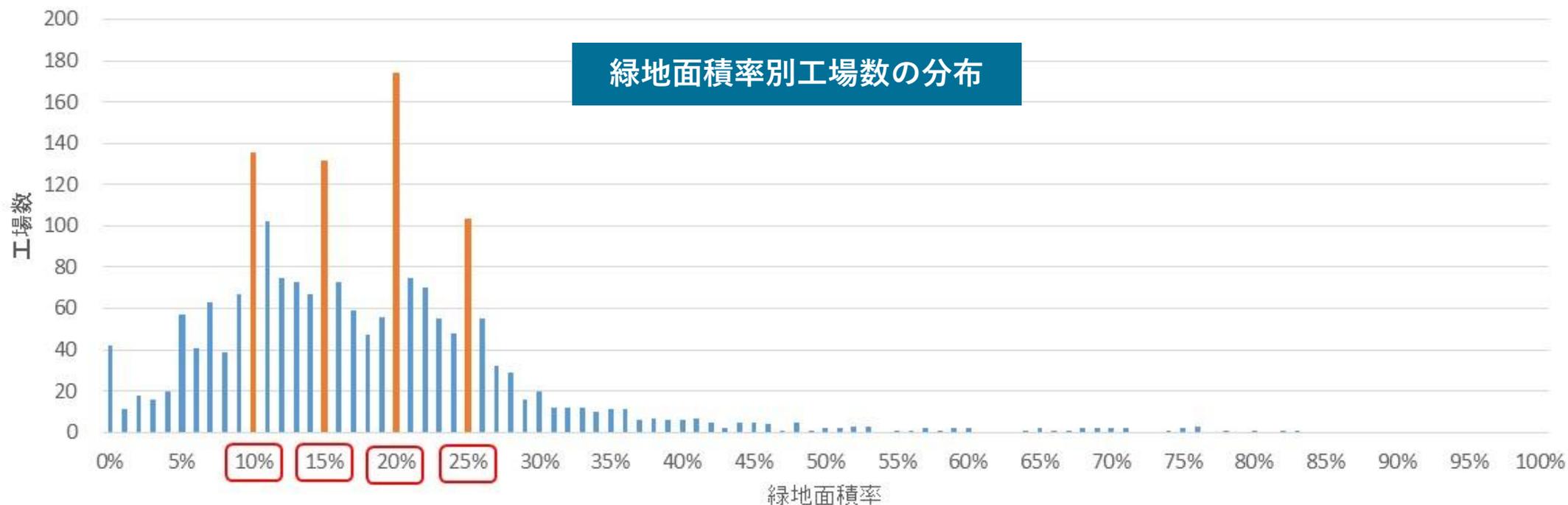
- 2023年度に届出を行った工場のうち、本調査で緑地面積が把握できたものの1工場当たりの緑地面積率（工場敷地面積に占める緑地面積の割合）は、平均で19%（2022年度：19%）。
- 両年度とも緑地面積率が10~20%未満の工場が最も多く、6割程度の工場が緑地面積率20%未満となっている。



※特定工場のうち、緑地面積情報を把握できている工場を対象に整理。

3-3 緑地面積の状況② 緑地面積率の分布

- 工場立地法においては、国の基準により緑地面積率を20%以上（緑地を含む環境施設の面積率は25%以上）整備することが義務付けられている。2023年度に届出を行った工場では、緑地面積率を20%又は25%としている工場が多いことから、企業は法令で定めた規制値に応じて緑地を整備している実態が伺える。
- また、工場立地法では、地域の実情に合わせ、市町村が緑地面積率等を引き下げる条例を制定することが可能となっており、市町村が緑地率を引き下げた場合に、規制値として設定することが多い緑地面積率10%、15%も工場数が多い。この点から、規制値が下がると、企業は、引き下げられた規制値に合わせて緑地を整備している実態も伺える。

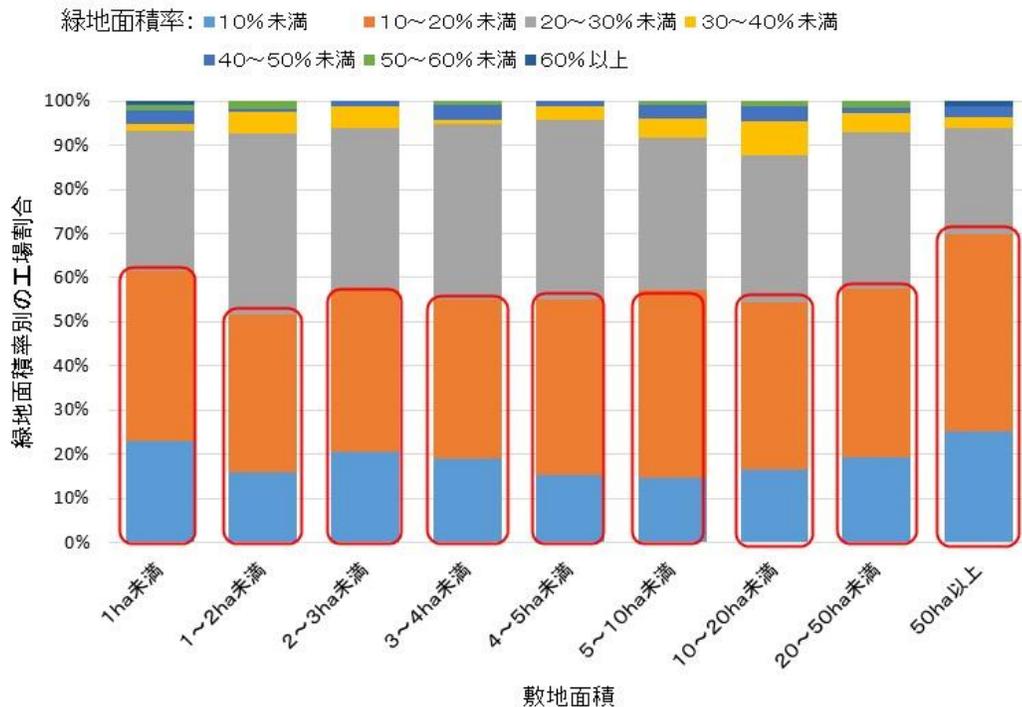


※緑地面積率が規制値に満たない工場は、法令制定前からの既存工場や工業団地特例によるもの（以降のページも同様）

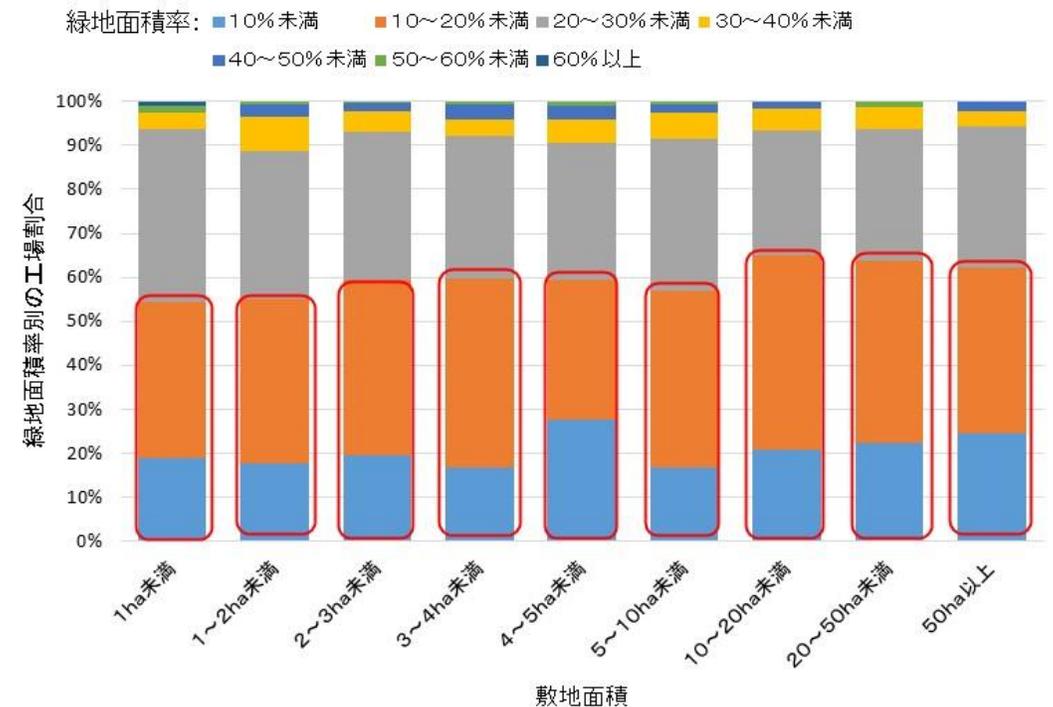
3-3 緑地面積の状況③ 敷地面積規模別の状況

- 2023年度に届出を行った工場のうち、本調査で緑地面積が把握できたものの緑地面積率を敷地面積規模別に比較すると、2022年度同様、全ての敷地面積規模において、緑地面積率20%未満の工場の割合が5割程度を占めている。

2022年度



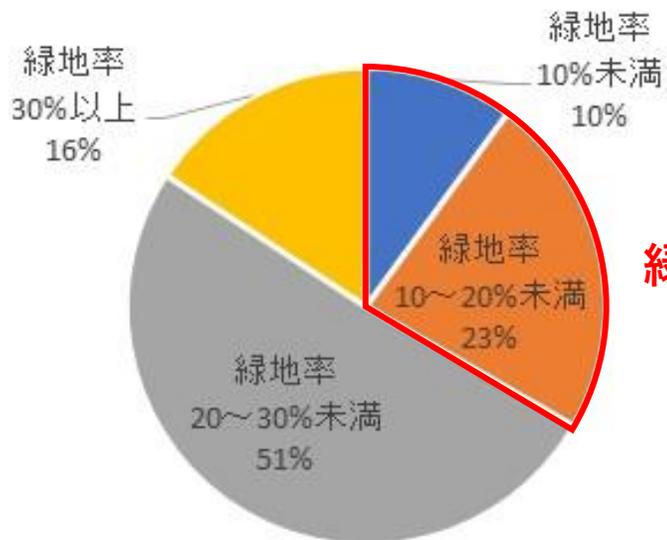
2023年度



3-3 緑地面積の状況④ 条例の有無による相違

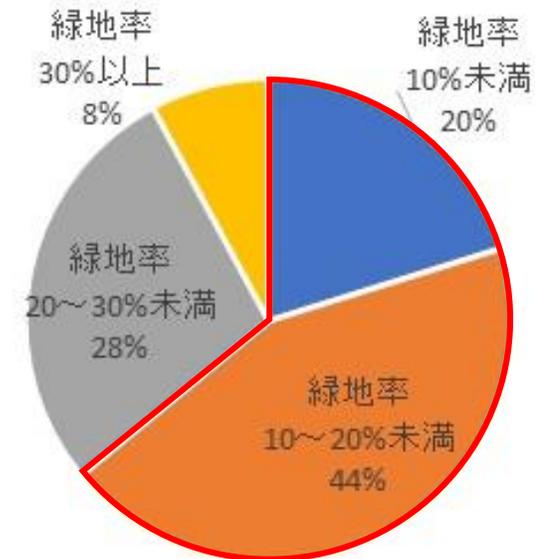
- 工場立地法では、地域の実情に合わせ、市町村が緑地率等を引き下げる条例を制定することができ（詳細は後述）、条例を制定している市町村において、工場の緑地率が大幅に下がる傾向がある。
- 市町村が緑地面積率を条例で引き下げていない場合、2023年度に届出を行った工場で緑地面積率が国が定める規制値（20%）を下回る工場の割合は、全体の33%であるのに対し、緑地面積率を引き下げている場合では64%となっている。

条例なし（引き下げなし）



緑地面積率20%未満が33%

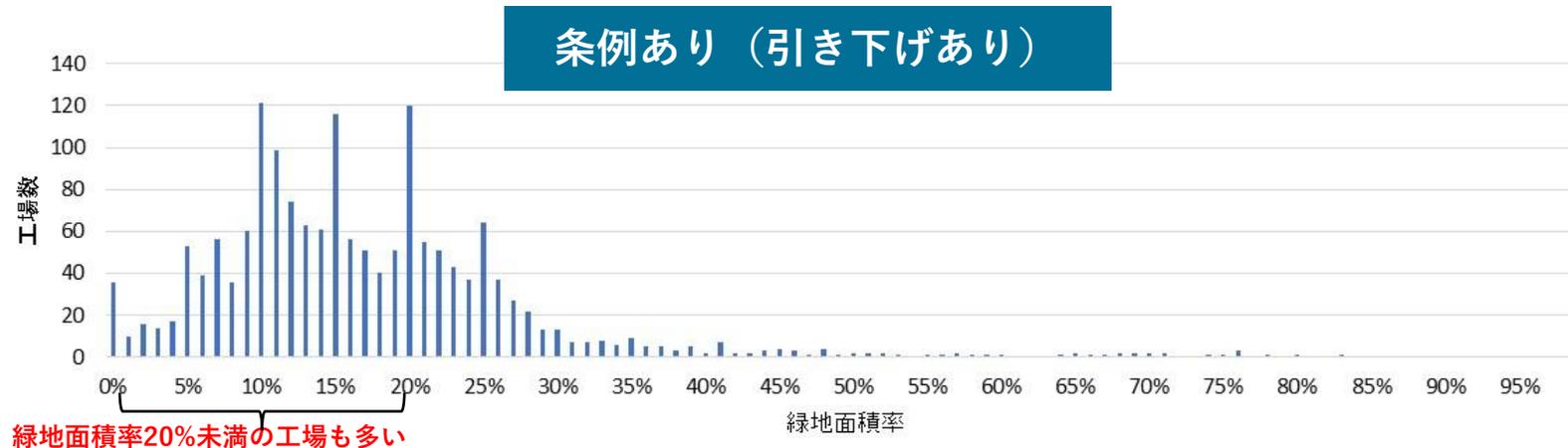
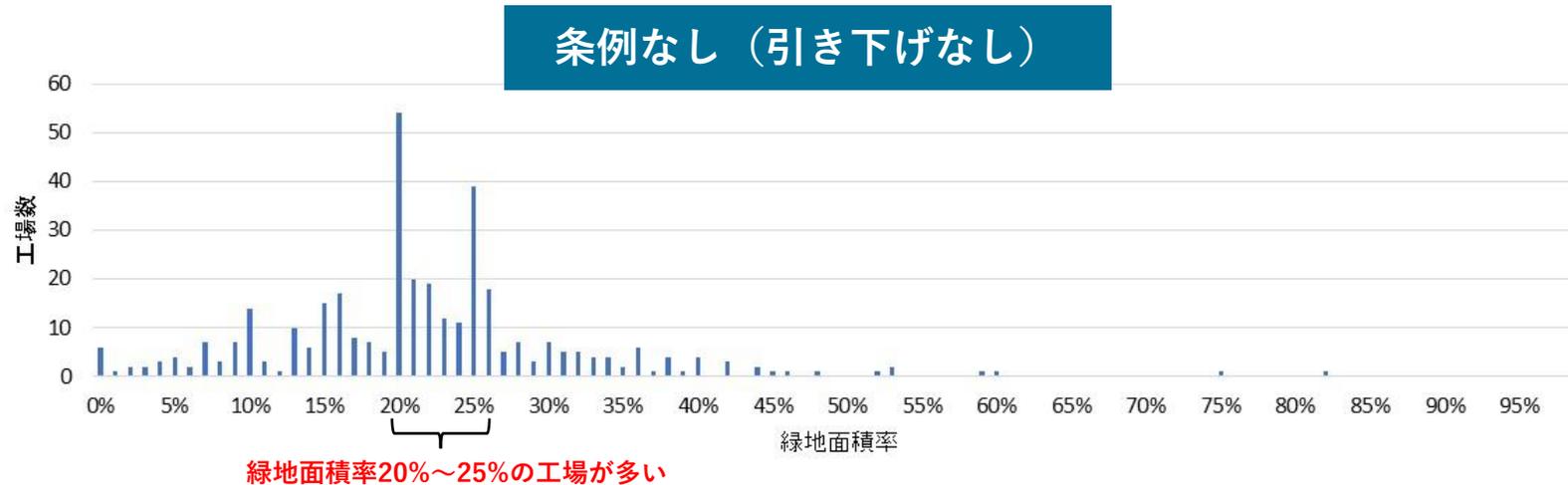
条例あり（引き下げあり）



緑地面積率20%未満が64%

3-3 緑地面積の状況⑤ 条例の有無による分布状況

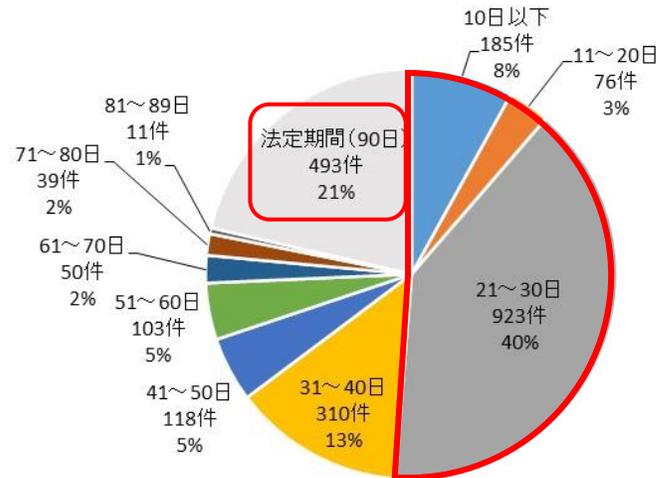
- 工場の緑地率の分布を見ると、緑地面積率を引き下げていない市町村では、緑地面積率が20%~25%の工場が多いが、緑地面積率を引き下げている市町村では、緑地面積率が20%未満の工場も多い。



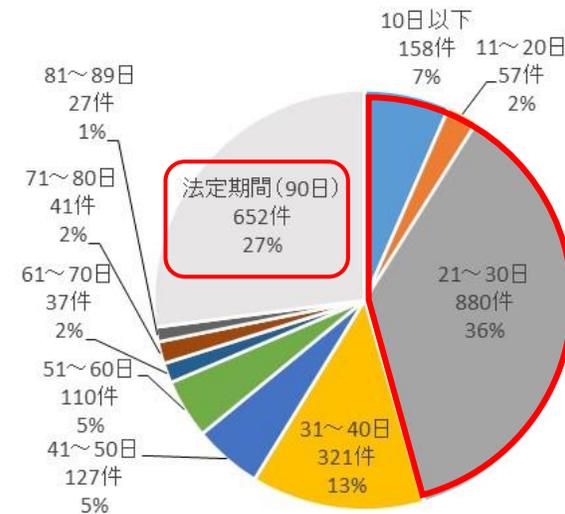
4-1 市町村における法律の運用状況 制限期間の短縮／勧告等

- 工場立地法に基づく届出が行われた後90日間は、事業者は当該届出に係る工事等を開始することはできない（実施制限期間）。市町村は、当該期間中に、届出内容に問題があると判断する場合は、勧告（届出後60日以内）、変更命令（勧告後30日以内）を行うことができる。
- 市町村は届出内容に問題がないと判断する場合、実施制限期間の短縮を行うことが可能。2022年度及び2023年度内の届出の約7割は期間の短縮が行われており、半数程度は期間が30日以下であった。
- 2023年度に行われた届出について、勧告6件、変更命令0件、罰則0件であった（2022年度：勧告6件、変更命令0件、罰則2件）。

2022年度



2023年度



5 - 1. 地域準則条例の制定状況①

- 工場立地法では、地域の実情に合わせて、市町村が独自に緑地率等を定めることができる。市町村が独自の緑地率等を設定するためには、地域準則条例と呼ばれる条例を制定する必要がある。
- 地域準則条例の根拠法は、工場立地法以外に、地域未来投資促進法（「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」）、総合特別区域法、東日本大震災復興特別区域法、国家戦略特別区域法がある。

各法律に基づく地域準則の制定状況（2024年4月1日時点）

根拠法令	工場立地法	地域未来投資促進法	総合特別区域法	東日本大震災復興特別区域法	国家戦略特別区域法	いずれかの条例を制定（※5）
条例制定市町村数	543市町村	196市町村	16市町村	37市町村	6市町村	732市町村
制定割合	31%（※1）	11%（※1）	15%（※2）	16%（※3）	1%（※4）	42%（※1）

備考：

※1 全国1,741市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。

※2 総合特別区域法に定める国際戦略総合特別区域計画の作成主体となっている108市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。

※3 東日本大震災復興特別区域法に指定される227市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。

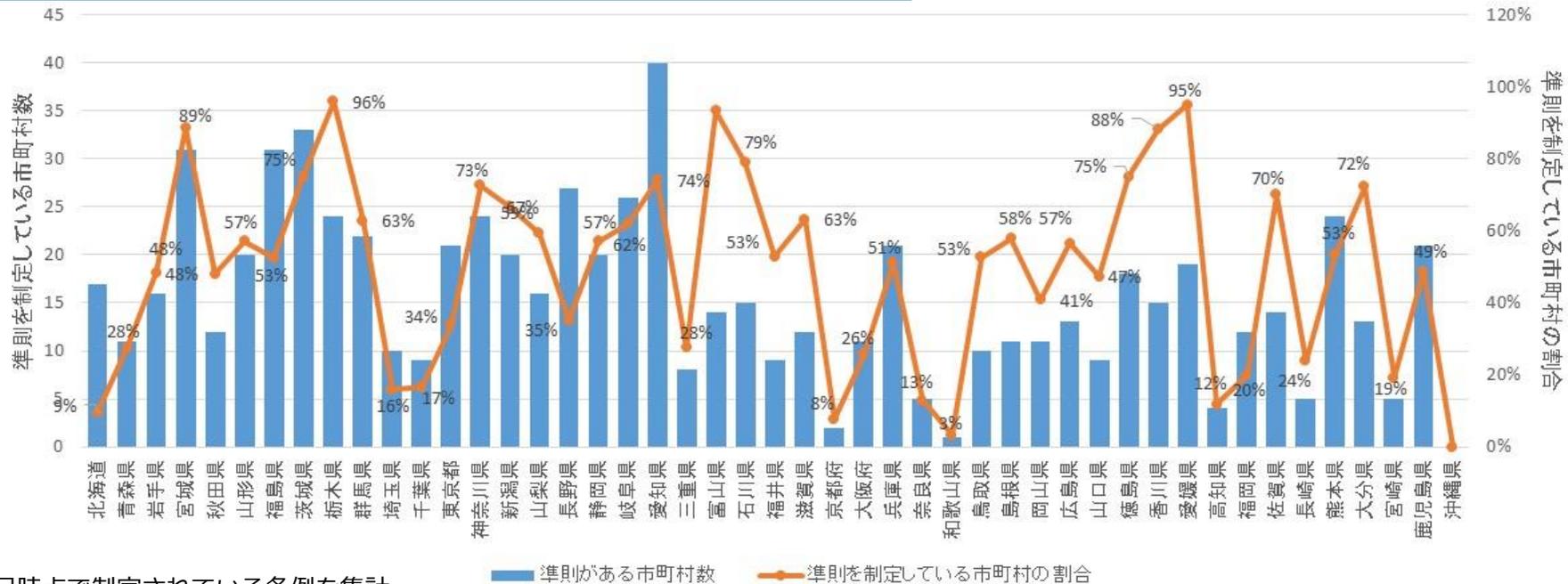
※4 国家戦略特別区域法に定める国家戦略特別区域にある335市町村のうち、条例を制定した市町村の割合で計算。

※5 1市町村で条例を複数制定している場合があるため、根拠法令ごとの条例制定市町村数の合計とはならない。

5 - 1 地域準則条例の制定状況②

- 5 法令のいずれかに基づき、緑地率を緩和する地域準則条例を制定している市町村（732市町村。全市町村の42%。）について、都道府県別で見ると、以下の状況となっている。
- なお、これらの市町村において、緑地率の緩和による環境の保全への影響があったとの事実は確認されなかった。

都道府県別・管内市町村の条例制定状況（2024年4月1日時点）



備考：

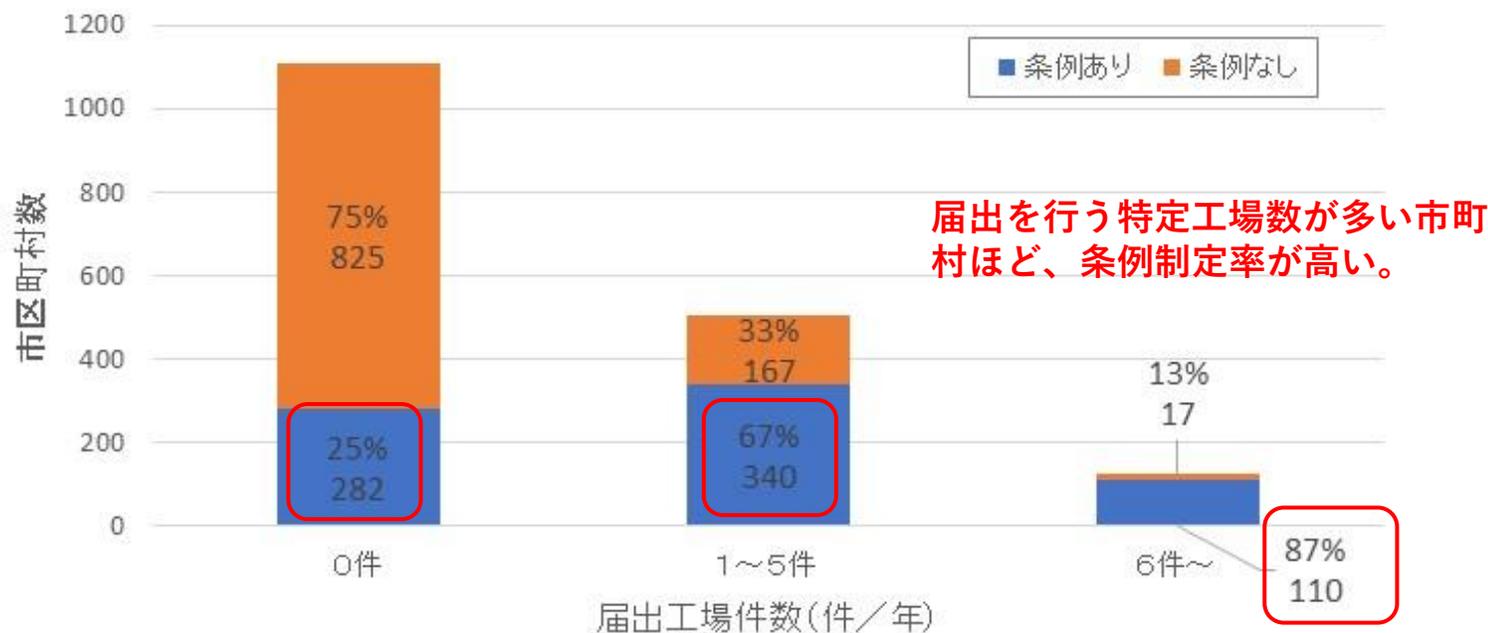
※ 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

※ 工場立地法、地域未来投資促進法、総合特別区域法、東日本大震災復興特別区域法又は国家戦略特別区域法のいずれかの法令に基づき、緑地率を緩和する地域準則条例を定めた市町村を集計。

5 - 1 地域準則条例の制定状況③

- 5 法令のいずれかに基づき、緑地率を緩和する地域準則条例を制定している市町村の割合は、届出※を行う特定工場数が多いほど高くなる傾向にある。
(※新規、変更、承継、氏名変更)

届出工場数別・地域準則条例を制定している市町村数



備考：

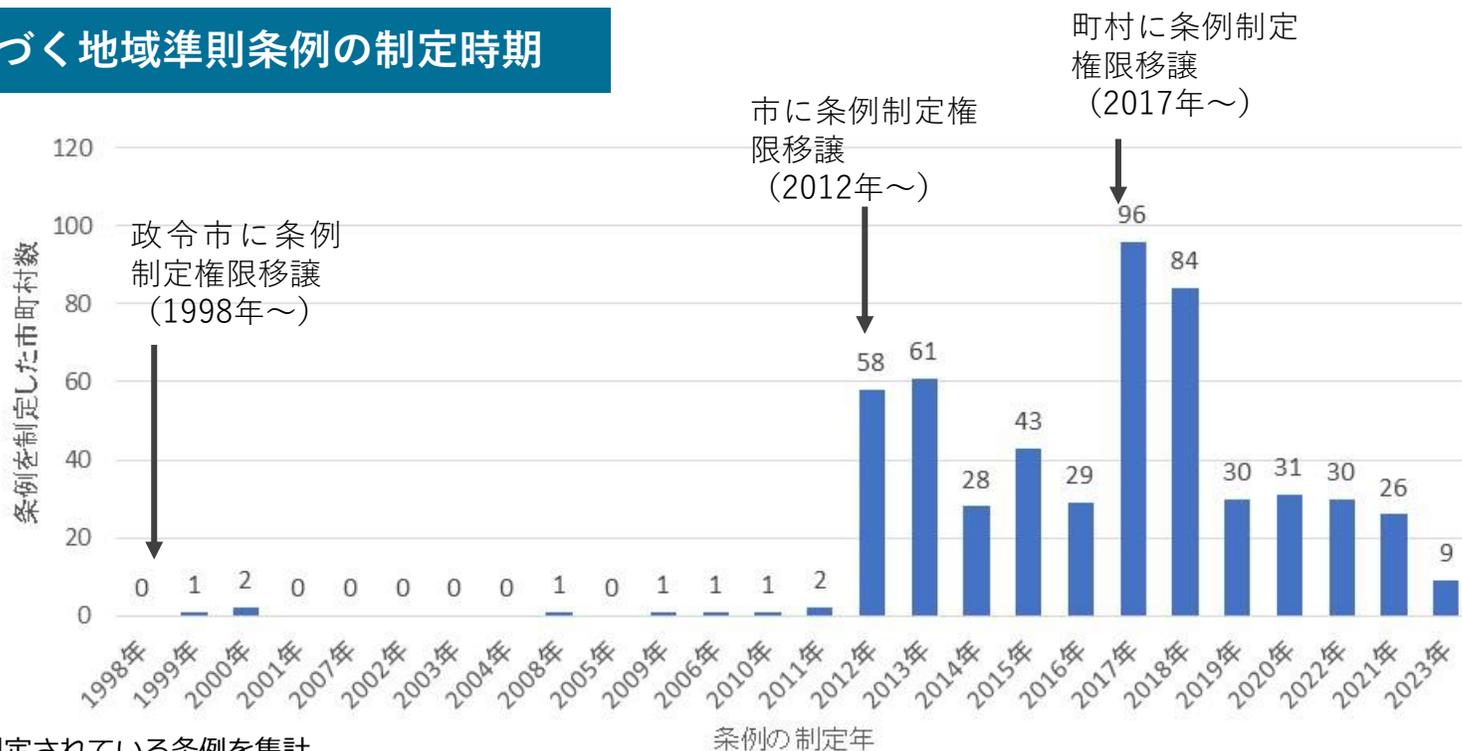
※ 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

※ 工場立地法、地域未来投資促進法、総合特別区域法、東日本大震災復興特別区域法又は国家戦略特別区域法のいずれかの法令に基づき、緑地率を緩和する地域準則条例を定めた市町村を集計。

5 - 2 工場立地法に基づく地域準則条例の制定状況①

- 工場立地法に基づく地域準則条例を制定している市町村は543市町村（全体の31%）。
- 同準則条例の制定権限は、1998年以降、順次、政令市、市、町村へと移譲が進められてきたが、市に権限移譲された2012年以降、条例制定数が増加した。2017年には町村に権限移譲がされたことにより、2017年も条例制定件数が増加した。

工場立地法に基づく地域準則条例の制定時期

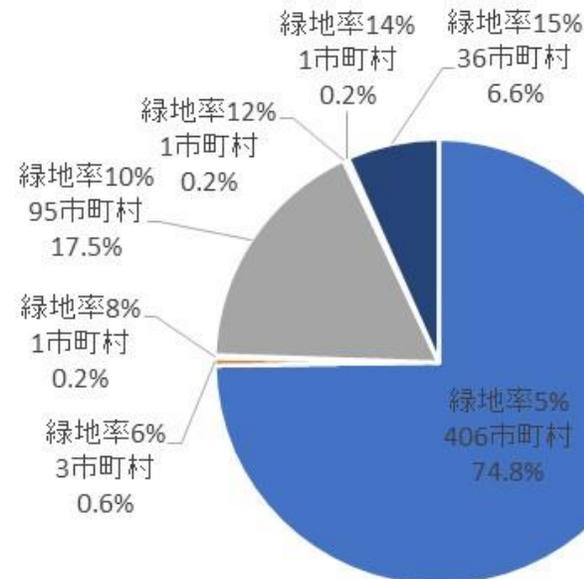


備考：
※ 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

5 - 2 工場立地法に基づく地域準則条例の制定状況②

- 市町村が工場立地法に基づく地域準則条例で設定した緑地率を見ると、最大限引下げ可能な5%まで引下げを行った市町村は406市町村で、地域準則条例を制定した市町村の7割を超えている。
- なお、工場立地法に基づく地域準則条例では、環境保全の観点から、法律で定める緑地率20%より高い緑地率を設定する地域を設けることも可能であるが、20%超の緑地率となる地域を設定した市町村は32市町村（21%：3市町村、25%：19市町村、30%：10市町村）となっている。

工場立地法地域準則条例で制定した緑地率の下限值

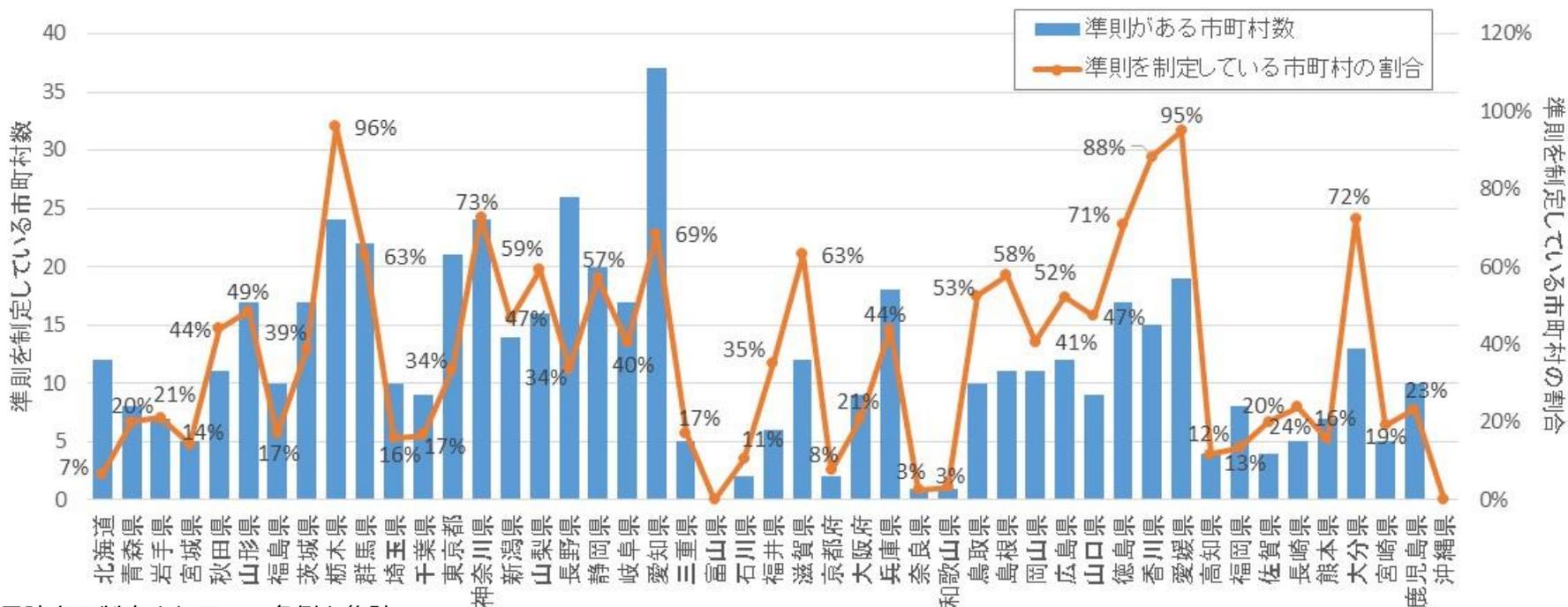


備考：
※ 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

5 - 2 工場立地法に基づく地域準則条例の制定状況③

- 都道府県別に管内市町村の工場立地法に基づく地域準則条例の制定状況を見ると、制定割合が9割を超える都道府県がある一方で、一桁台の都道府県もあるなど、各地域によって地域準則条例の制定状況にばらつきが見られる。
- 同準則条例を制定している市町村数は、1都道府県当たり、平均11.6市町村となっている。

工場立地法に基づく地域準則条例の都道府県別・管内市町村別制定状況

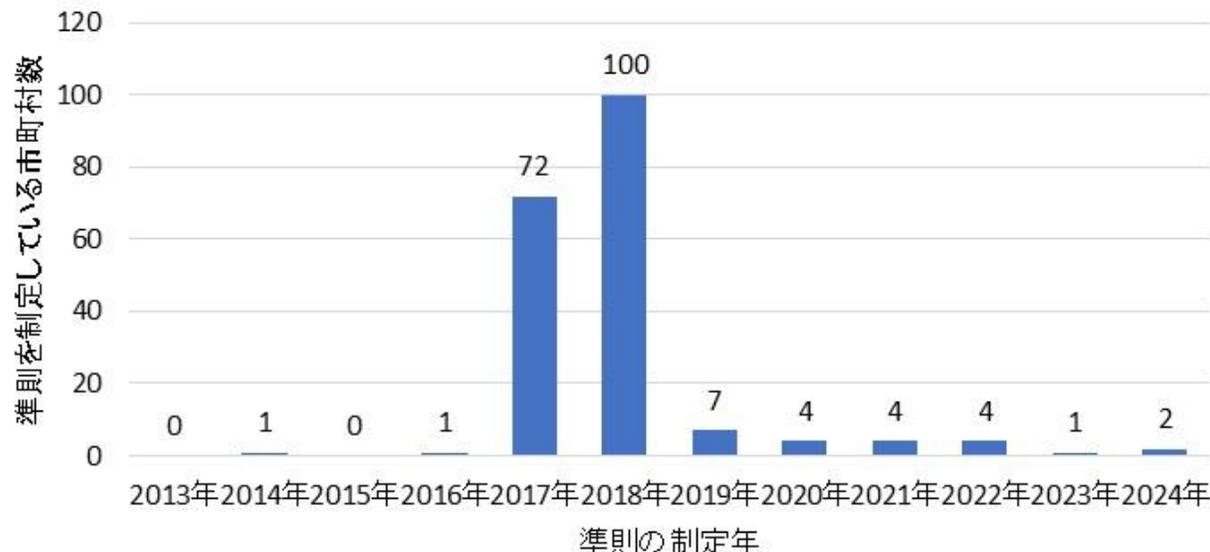


備考：
※ 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

5 - 3 地域未来投資促進法に基づく準則条例の制定状況

- 地域未来投資促進法は、2017年7月、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（2007年制定）の改正により成立。市町村は、同法に基づき工場立地特例対象区域を設定することで、国の定める基準の範囲内で緑地率引下げの条例（準則条例）を定めることができる。
- 同準則条例は、同法施行後の2017年、2018年に多く制定され、それ以降は年に数件程度で推移している。

地域未来投資促進法準則条例の制定時期



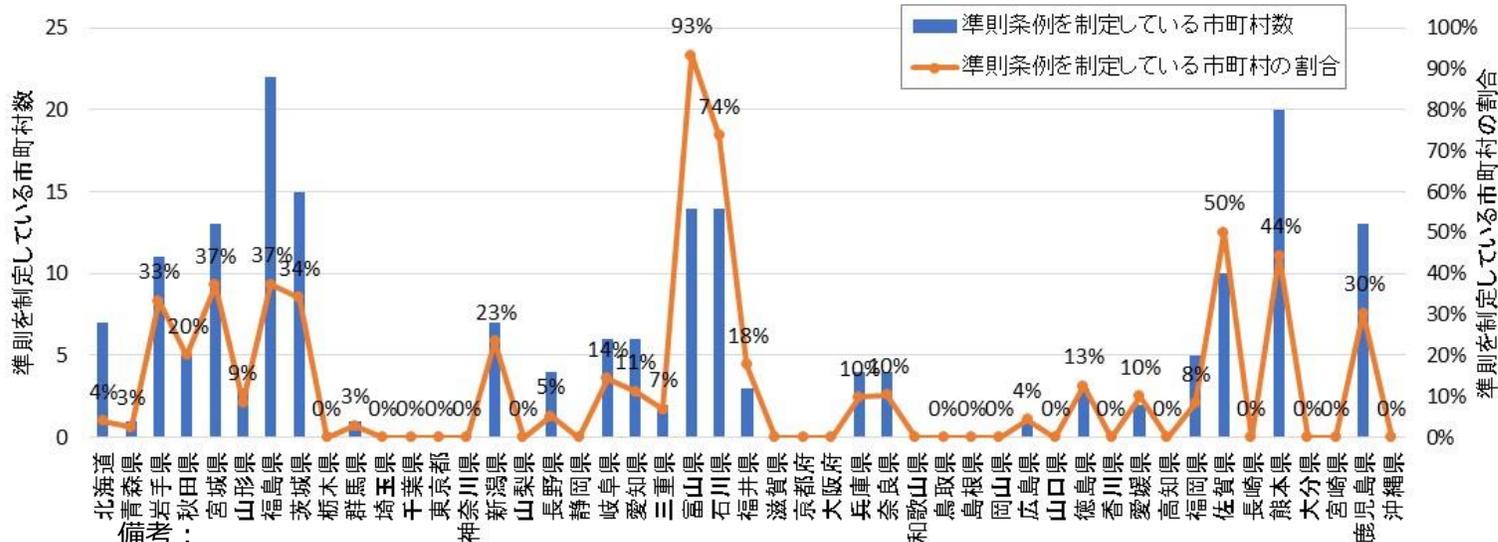
備考：

※ 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

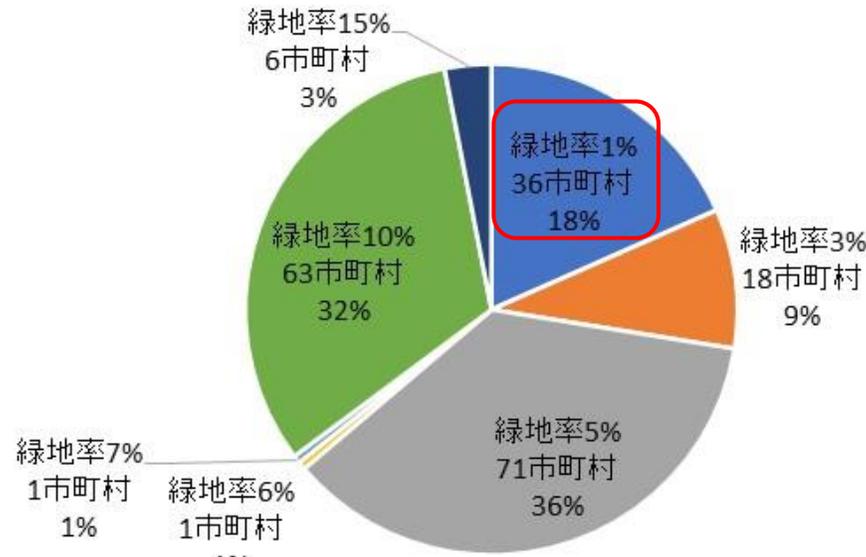
5 - 3 地域未来投資促進法に基づく準則条例の制定状況

- 地域未来投資促進法に基づく準則条例を制定している市町村（196市町村。全市町村の11%。）について、都道府県別で見ると、以下の状況となっている。
- 同準則条例により設定した緑地率について、最大限引下げ可能な1%に設定した市町村は、準則条例を制定した市町村のうち36市町村（18%）となっている。

地域未来投資促進法準則条例の都道府県別・管内市町村別制定状況



地域未来投資促進法準則条例で制定した緑地率の下限値

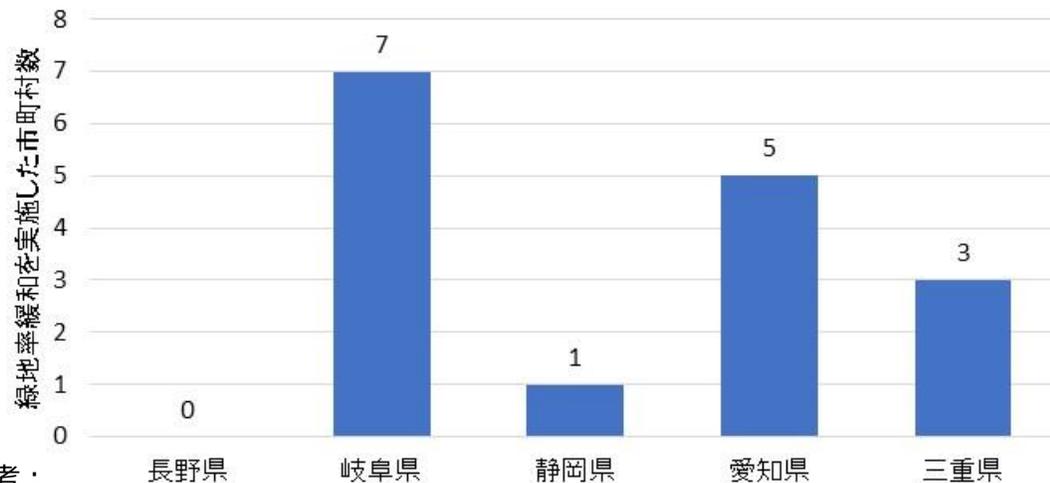


※ 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

5 - 4 総合特区法に基づく準則条例の制定状況

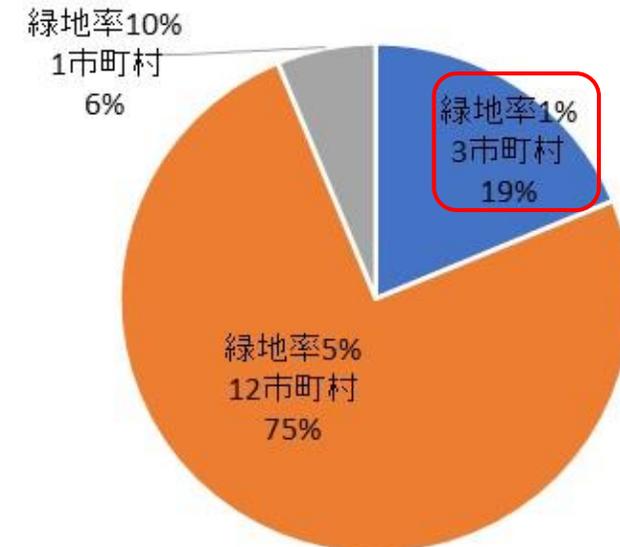
- 総合特別区域法に基づき「国際戦略総合特別区域」に指定された区域（6区域）において、市町村は工場立地法の緑地率を独自に定める準則条例を制定することができる。
- 現在、工場立地法の緑地率の緩和措置を講じている特区は「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」（長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び各県管内の市町村の一部等）。16市町で準則条例を制定しており、うち、3市町村が緑地率1%までの引下げを行っている。

総合特区法準則条例の
都道府県別・管内市町村別制定状況



備考：
※ 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

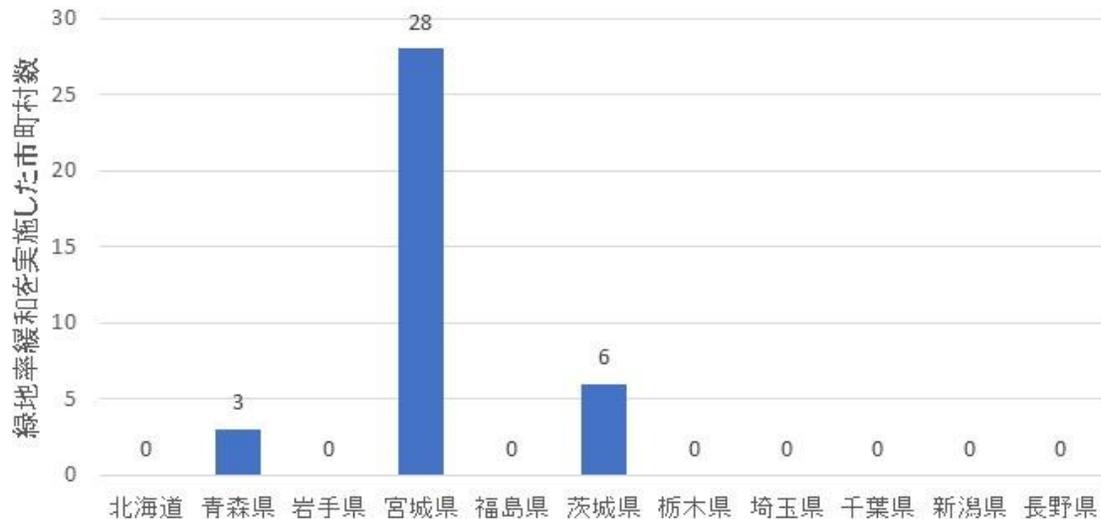
総合特区法準則条例で制定した
緑地率の下限值



5 - 5 東日本大震災復興特別区域法に基づく準則条例の制定状況

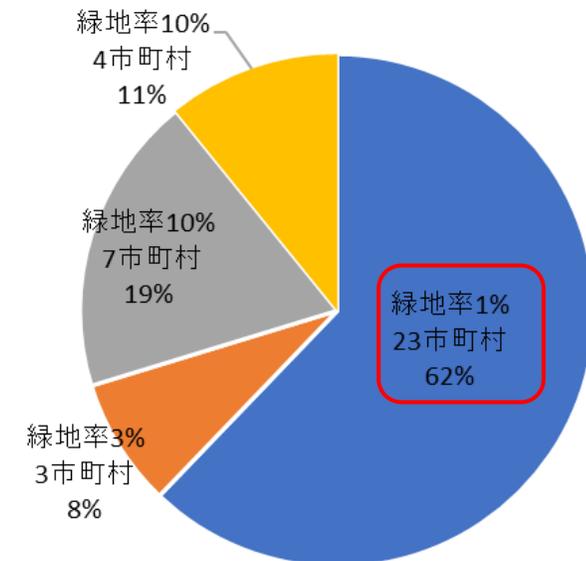
- 東日本大震災復興特別区域法に基づき、東日本大震災により一定の被害が生じた区域として指定された市町村（227市町村の区域）においては、市町村は工場立地法の緑地率を独自に定めるための準則条例を制定することができる。
- 現在、37市町村において、東日本大震災復興特別区域法に基づく工場立地法の緑地率を引き下げる準則条例を制定しており、うち23市町村（62%）が緑地率1%までの引下げを行っている。

東日本大震災復興特別区域法条例の
都道府県別・管内市町村別制定状況



備考：
※ 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

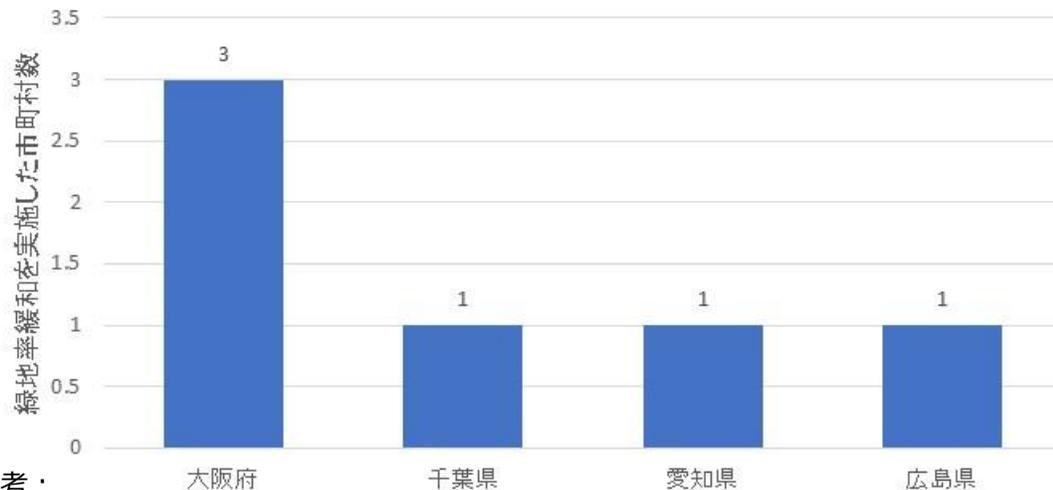
東日本大震災復興特別区域法で制定した
緑地率の下限値



5 - 6 国家戦略特別区域法に基づく準則条例の制定状況

- 国家戦略特別区域法に基づき、「国家戦略特別区域」として指定された区域（335市町村）においては、市町村は工場立地法の緑地率を独自に定めるための準則条例を制定することができる。
- 現在、6市町村において、国家戦略特別区域法に基づく工場立地法の緑地率を引き下げる準則条例を制定しており、うち1市町村が緑地率1%までの引下げを行っている。

国家戦略特別区域法条例の
都道府県別・管内市町村別制定状況



備考：
※ 2024年4月1日時点で制定されている条例を集計。

国家戦略特別区域法で制定した
緑地率の下限值

